

## HACCP・衛生管理について

### 今月のメニュー

1. HACCP
2. 座談会報告
3. 事務所案内
4. 座談会お知らせ
5. 税務コラム



### 座談会報告

昨年6月に施行されたHACCP(ハサップ)が本年6月から本格義務化になります！ HACCPとは、「Hazard(危害)」「Analysis(分析)」「Critical(重要)」「Control(管理)」「Point(点)」の5つの頭文字をとった衛生管理の手法です。前半の2つを合わせて「危害分析」、後半の3つを合わせて「重要管理点」を意味します。従来の検査は最終製品検査での抜き取り検査が主流です。問題が見つかれば、一連の全ての製品廃棄が必要になるものの、全てのチェックはできず、検査対象から漏れてしまう製品がある点が問題といえます。一方、HACCPでは「7原則」「12手順」に基づき、原材料の仕入れから最終製品が出来上がるまでの全工程において、微生物の混入や食中毒を引き起こす要因などの危険を予測し、それらを防止するために重要な工程の継続的な管理や記録を実施します。このような管理体制をとることで、問題のある製品の出荷を効率的に防げるだけでなく、万が一、製品を出荷した後に何らかの問題が発生した場合も、製造工程のどの段階でその要因があったのかを迅速に調べられるなど、スムーズな対処が可能です。原則は、食品の製造や加工、販売などを行う全ての食品等事業者が対象ですが、事業形態や規模によって「HACCPに基づく衛生管理」と「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の2パターンがあります。一般社団法人日本パン工業会のホームページにリテールベーカリー用手引書がありますので、参考にしてみてください。 **河原 浩**



5月10日(月)にベーカリー座談会をZOOMにて開催致しました。今回のテーマは「お店の衛生管理」について、6月から運用が義務化されたHACCP(ハサップ)をメインにお話が進んでいきました。「そもそもHACCPって何？」から「うちではこんなことをしています」といった事まで、ご参加いただいた方々から多くのご意見が交わされました。その中、日本パン工業会様が作成したパン屋さん向けのHACCPについての手引書があるという話に、工程ごとに注意すべきポイントがまとめられており、内容がとても明確で「これは使えそう！」と盛り上がりました。QRコードを載せておりますので是非お店での取り組みの参考とさせていただきます。厚生労働省のHPにはパン屋さん以外にもたくさんの業界のHACCPに関する手引書が掲載されています。HACCPの話題の他には、感染対策をしながら行っているイベントの紹介もありました。お客様同士の接触を控えながら周辺店舗と協力してお客様を呼び込んでいく方法など多様なアイデアが出ておりました。感染対策とHACCP、どちらも「衛生管理」という意味では、互いにいい影響を及ぼしているのかもしれない。このような時だからこそ、進んで取り組んでいくことが結果的にお客様への訴求につながるのですね。今回もコロナ禍により実際に集まってのお話が出来ませんでしたが、明るい話で持ちきりとなりました。ありがとうございます。我々スタッフもとてもいい勉強となりました。次回もとても楽しみです。(岡添克樹)



パン屋さん向け HACCP の手引

事務所紹介・事業内容 ホームページは <https://www.bakery-no1.com>

パン屋さんの開業～開業後～企業発展～幅広くパン屋さんをサポートいたします。

1. パン職人のための後悔しない！失敗しない！融資支援(開業前・融資支援)
2. 簡単な経理でパン屋を経営できるしあわせ会計のご提案(開業後・経理支援)
3. 仕事の合間に情報収集できる、オンラインサロン NEST (定期配信サービス)
4. 身近なパートナーとしての税務顧問、「目標管理」を中心とした経営のサポート(経営改善、経営コンサルティング)

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル2F TEL:06-6131-5600 FAX:06-6131-5670 info@bakery-no1.com



## 座談会案内

5月の座談会に続いて次回の座談会も開催いたします。たのしみにしていただき。2021年9月13日(月曜日)に開催予定の座談会のテーマは……………

### 「パティスリーのみなさん、お話ししましょう！年に1回のパティスリー座談会」

です。パン屋専門税理士事務所ではありますが、最近パティスリーの皆さんとも関わりが多く、前回は好評だったため、今年も開催します。今回の座談会も引き続きコロナ蔓延防止も考慮して、zoom(WEB会議)にて開催する予定(状況によって変更可能性あり)です。直接お会いできない代わりに、遠隔でも、もし仕込み中であっても、繋いでいただければお話に参加することができます。また、参加費は**無料!**ネットが得意でない方にも、我々が事前にサポートいたしますので、ぜひ一度ご参加ご検討くださいませ。(喜多 泰友)

開催日時:2021年9月13日 17時～ zoom(WEB会議)なのでどこからでも参加可能 参加費無料です

## 税務コラム

令和3年6月16日より、“**月次支援金**”の申請が開始されます！！

前回1月～3月に発出された緊急事態宣言の際の一時支援金と同様に、今回の4月～6月の緊急事態宣言の影響を受けた方向けに“月次支援金”の申請が開始されます。要件としては”1.飲食店の休業・時短営業又は外出自粛などの影響を受けている”と”2.対象月の売上が前年同月又は前々年同月比で50%減少している”この2点が基本的な要件となります。注意点としては“飲食店の休業・時短営業又は外出自粛などの影響を受けている”とあるように、飲食店や飲食店との取引がある方や主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている方が対象になっています。簡単に言うと飲食店や飲食店に商品を卸している等飲食店と関連する業者や個人への対面販売や仲介業者の方が対象の給付金という事になります。売上減少関係については、今回は4月・5月・6月のそれぞれの月で50%減少していれば最大3回申請する事が出来ます。売上が減少していた月毎に個人事業主では最大10万円、法人では最大20万円なのでその3回分の個人事業主では30万円、法人では最大60万円の給付が受けられることとなります。今までの給付金と違い、いずれかの月で減少していれば受けられるわけではなく、4月～6月の減少している月毎に申請しないといけないという点に注意してください。また、月次支援金については地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金を受け取っている場合には申請することは出来ませんのでこちらにも注意が必要です。申請受付に関しては、4月・5月分が6月16日～8月15日まで6月分が7月1日～8月31日までとなっています。もし申請となった場合に必要な書類等としましては“宣誓・同意書”と“通帳の表紙・見開き1・2ページ”と“個人の場合は本人確認書類(免許証の裏表等)、法人の場合は履歴事項全部証明書”をご準備頂ければ、その他の書類については基本的にこちらで準備できます。また、事前確認というものが必要になるので月次支援金の申請アカウントを作成して頂き、申請IDを教えてください。もしこちらより事前確認の連絡をいたします。一時支援金の申請をした方については事前確認の必要は無く、申請に必要な書類も簡略化されます。もし4月～6月のいずれかの月の売上が前年又は前々年比で50%以上減少している方がいましたら、不明な点等お問い合わせいただければと思います。(尾崎陽介)